

公立大学法人滋賀県立大学と取引のある事業者の皆様

公立大学法人滋賀県立大学理事長 大田啓一

滋賀県立大学との取引における誓約書の提出について（依頼）

平素は、滋賀県立大学の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

大学等研究機関における公的研究費の不正使用事案が後を絶たないことを受けて、文部科学省において、取引業者から不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書等の提出を求めることとされました。一方、本学においては、昨年、貸金支出における不正経理事案が発覚し関係各位に多大なるご迷惑をおかけしたところです。

このような状況を踏まえ、本学におきましては取引における不正の防止のため、下記のとおり別添の様式による「誓約書」の提出をお願いすることとしましたので、ご理解・ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

なお、今後は、本学からの発注に際しては、誓約書を提出いただいた取引業者のみに限定していく予定でありますことを申し添えます。

ご多用中のところ誠に恐れ入りますが、事情ご賢察のうえ格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 誓約書の提出を求める対象者

平成27年度以降に本学と取引を行った、あるいは今後行おうとするすべての事業者。

ただし、次の者は誓約書の提出対象者から除外します（具体例は、FAQをご参照ください）。

- | |
|-----------------------------------|
| ①国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人 |
| ②国際組織、外国企業等（支払の際に外国送金が必要な取引先） |
| ③電気・ガス・水道・通信・郵便事業者等公共料金事業者 |
| ④会計監査法人、弁護士・特許・税理士事務所、社会保険労務士、産業医 |
| ⑤営利目的（商取引・反復継続）としての相手方ではない個人 |
| ⑥その他、本件対象になじまない業種・取引等 |

2. 提出方法

誓約書様式を同封の返信用郵送または直接持参により、事務局財務グループまで提出してください。

（誓約書様式は[大学ホームページからもダウンロードできます。](#)）

- ・ 従前からの取引業者は順次提出してください。
- ・ 新規の取引業者は原則として見積書（入札書）の提出まで（同時に提出可）

3. その他

別途、よくある質問集（FAQ）を添付しておりますので、そちらを参照ください。なおご不明の点がございましたら、下記連絡先に問い合わせ願います。

問い合わせ・提出先

事務局 財務グループ

電話 0749-28-8213

FAX 0749-28-8471

E-mail keiri@office.usp.ac.jp